

大和市路上喫煙の防止に関する条例の一部改正に関する 市民意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

■市民意見公募手続の概要

- ・意見募集期間：令和2年10月1日（木）～10月30日（金）まで
- ・意見提出方法：持参、郵送、ファックス、ホームページから電子申請
- ・周知方法　　：広報やまと（10月1日号）、市ホームページ
- ・公表した資料：大和市路上喫煙の防止に関する条例の一部改正について
- ・資料閲覧場所：大和市役所本庁舎1階情報公開コーナー、保健福祉センター
 渋谷分室、中央林間分室、桜ヶ丘連絡所、コミュニティセンター
 保健福祉センター4階健康づくり推進課
 大和市役所本庁舎4階生活環境保全課

■意見提出者数と意見件数

36人・79件

■寄せられた意見の概要と本市の考え方

ご意見の概要	件数	本市の考え方
市内全域での路上喫煙禁止に賛成する。	13件	条例改正にご理解いただきありがとうございます。いただいたご意見を踏まえ、路上喫煙の防止および受動喫煙の機会の低減に努めてまいります。
市内全域での路上喫煙禁止に反対する。	10件	条例改正は市民等の安全を確保することを目的としていますので、ご理解いただけますようお願いいたします。
喫煙場所を確保・整備した方がよい。	17件	いただいたご意見を参考に、今後の喫煙場所の在り方について検討いたします。
喫煙場所を撤去してほしい。	3件	
市民への周知が課題。	4件	いただいたご意見を参考に、今後の路上喫煙防止業務に努めてまいります。
路上喫煙の煙により周囲が迷惑しているので、条例改正で改善してほしい。	3件	
喫煙場所がどこにあるか案内板などで広報してほしい。	2件	
過料を増額するべき。	2件	

注意・指導・過料の詳細が不明瞭なので、明確にしてほしい。	2件	
重点禁止区域を小中学校周辺に広げてはどうか。	1件	
電子タバコに切り替えるよう推進してほしい。	1件	
吸殻のポイ捨てが多い問題を条例改正で改善してほしい。	4件	「大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」に基づき、環境美化に努めてまいります。
過料を積極的に徴収するべき。	4件	条例の主旨は禁止区域内の路上喫煙を防止することであり、過料を課し納付を求めることは、やむを得ない場合に行う手段と考えています。
屋外での受動喫煙を防止する根拠はあるのか。	3件	健康増進法で、地方公共団体の責務として、望まない受動喫煙が生じないように努めなければならないと定められています。
マナーの啓発のみで十分ではないか。	2件	現在も啓発活動は行っており、一定の効果はあったと考えていますが、それでもなくなっていない路上喫煙に対しては、市として強い姿勢で臨むべきと考えます。
灰皿設置等に関する項目の追加を希望する。	2件	私有地に設置された灰皿に関しては、健康増進法の配慮義務による指導を神奈川県から行っていただきます。
喫煙者の喫煙の自由も保護すべき。	2件	条例は喫煙自体を否定するものではなく、歩行者の安全を確保することを目的としていますので、ご理解いただけますようお願いいたします。
規制場所として保育園・幼稚園・高校周辺も追加してはどうか。	2件	条例の改正により、保育園・幼稚園・高等学校周辺を含む市内全域が規制対象となっております。
加熱式たばこを規制対象にする根拠がない。	1件	加熱式たばこは葉たばこを使っており、法律上はたばこなので、条例の適応範囲となります。なお、電子たばこは対象外です。
たばこ税の用途を広報に掲載してほしい。	1件	毎年、大和市の決算概要を広報やまとに掲載しています。直近では、2020年9月15日号に掲載しています。